

介護ネットみやぎ速報

(第66号 2014.12.4)

発行者 NPO法人介護ネットみやぎ

責任者 鈴木 由美

022-276-5202

022-276-5205



11月27日(木)、NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ(以下、介護ネットみやぎ)は、『介護報酬改定に対しての意見』(以下意見、別添)を厚生労働大臣に提出しました。

2015年の介護保険報酬改定について、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会では、最終的な内容について議論を重ねています。

今回の改定は、2025年の人口構成を見据えた介護サービス提供のパッケージ化(他者との連携の必要性)、「地域における中長期事業計画」と「地域ネットワーク計画」が必要との認識で議論されていますが、介護事業経営の安定、処遇改善にはつながらず、利用者の負担も増えることが想定されます。

また、10月8日(水)には、財務省・財務制度審議会が2015年介護報酬改定に対して、6%の引き下げを提言するなど、介護保険に関する政府の支出を抑制し、介護サービスを厳しい状況に追い込むような動きがあります。

介護ネットみやぎでは、こうしたなか2015年の介護報酬改定にあたって、介護現場の現状をふまえ、介護事業者の安定的な事業経営、処遇改善、利用者負担の抑制を求めて、11月27日(木)付けで厚生労働大臣宛に別紙のような「介護報酬改定に対しての意見」を提出しました。

また、県内選出の国会議員(参議院議員)にも同様の意見を送付しました。

【意見提出先】

【厚生労働大臣】 塩崎恭久

【参議院議員】 愛知治郎、熊谷 大、高階恵美子、桜井 充、若松謙維、和田政宗、
中野正志、紙 智子、大門実紀史

2014年11月27日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 様

NPO法人
介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ
理事長 内・ 昭子

介護報酬改定に対する意見

10月8日、財務省・財政制度審議会は、2015年介護報酬改定に対して6%引き下げを提言しました。介護事業所の事業継続を困難にし、地域の介護崩壊に直結するものであり、容認できません。

同審議会が介護報酬6%引き下げの論拠としているのは、厚労省が発表した「平成26年度介護事業経営実態調査」の結果です。それによれば介護サービス事業全体の平均収支差率が8%程度と集計されており、一般の中小企業の水準(+2~3%)を大幅に上回ることから、「少なくとも中小企業並みの収支差となるマイナス6%程度の適正化が必要」と主張しています。

平均収支差率が8%程度とはいっても、あくまでも「平均値」に過ぎず、利益をほとんど出せない事業所やマイナスになっている事業所も当然これに含まれている点が問題です。平均値のみを根拠にした報酬の画一的な切り下げは、このような事業者を間違いなくつぶすこととなります。

平成26年度介護事業経営実態調査については、サービス事業別の有効回答率が4~5割台にとどまっており、小規模法人など厳しい困難を抱える事業所が提出できず、その実態が反映されていない可能性があります。

憲法25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めています。しかし、その責務をまっとうしなければならないこの時期に、政府は、消費税率引き上げの一方で、介護保険料や利用者の負担をさらに引き上げようとしています。その上、介護報酬が6%引き下げられれば、地域の介護は崩壊し、介護保険制度そのものが破綻しかねません。

国は社会保障費の上限規制によって、介護を自治体と国民の“自己責任”に変質させようとしています。公的保険の範囲を狭めることで、国の負担を減らすことがねらいです。

すべての人々に安全・安心な介護を保障することが必要です。

以上の趣旨から、以下の項目の実現を強く求めます。

記

1. 介護現場の現状を踏まえ、介護の質の向上、安定的な事業経営、抜本的な処遇改善を保障する介護報酬の底上げ・改善をすること
2. 保険財源における国の負担を増し、介護保険料・介護サービスの利用料の引き上げをできるだけ抑制すること
3. 社会保障の充実は、被災地域が再生し活力を与えられるべき時期に実施し、景気低迷を加速させる消費税増税によらず、国のあらゆる無駄な歳出を見直して、財源を確保すること

以上